

○大野市議会委員会条例

昭和 41 年 10 月 11 日

条例第 24 号

改正 昭和 45 年 9 月 30 日 条例第 23 号

昭和 46 年 1 月 22 日 条例第 1 号

昭和 48 年 6 月 30 日 条例第 23 号

昭和 49 年 6 月 22 日 条例第 20 号

昭和 50 年 3 月 28 日 条例第 1 号

昭和 53 年 3 月 27 日 条例第 21 号

昭和 58 年 9 月 29 日 条例第 17 号

昭和 61 年 1 月 23 日 条例第 30 号

昭和 62 年 3 月 25 日 条例第 16 号

昭和 63 年 3 月 26 日 条例第 9 号

平成元年 3 月 31 日 条例第 48 号

平成 3 年 6 月 21 日 条例第 21 号

平成 4 年 3 月 27 日 条例第 14 号

平成 6 年 9 月 19 日 条例第 16 号

平成 7 年 6 月 14 日 条例第 21 号

平成 8 年 1 月 29 日 条例第 7 号

平成 8 年 1 月 25 日 条例第 20 号

平成 10 年 1 月 25 日 条例第 25 号

平成 12 年 3 月 27 日 条例第 24 号

平成 17 年 1 月 4 日 条例第 122 号

平成 18 年 1 月 22 日 条例第 44 号

平成 22 年 1 月 16 日 条例第 26 号

平成 24 年 1 月 13 日 条例第 39 号

平成 27 年 3 月 23 日 条例第 6 号

令和 3 年 3 月 25 日 条例第 28 号

令和 4 年 9 月 29 日 条例第 16 号

(常任委員会の設置)

第 1 条 議会の常任委員会を置く。

(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条 議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

(1) 総文厚生常任委員会 8人

行政経営部、健幸福祉部、教育委員会、議会事務局、会計課、選挙管理委員会、
公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに
他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) くらし産業常任委員会 8人

地域づくり部、地域経済部、くらし環境部、農業委員会及び消防本部の所管に
関する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任す
る。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、7人以内とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において、議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間任
する。

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定
にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の定数は、前条第2項の規定にかかわ
らず、6人とする。

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が、委員を選任することができる。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

4 議会に会派のある場合、その代表者の協議により議員の所属を議長に申し出ることができる。

（委員長及び副委員長）

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集の日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長の議事整理権・秩序保持権）

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長、副委員長の辞任）

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

（議会運営委員及び特別委員の辞任）

第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことはできない。ただし、第18条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。

2 委員会を秘密とする委員長又は委員の発議については、委員長は討論を用いないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第22条 何人も、会議中にはみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言

動をしてはならない。

2 委員は、会議中、みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第23条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、大野市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消せることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第24条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならぬ。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第25条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第26条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第27条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超える、又は不穏な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第28条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第29条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第30条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聽こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第27条（公述人の発言）、第28条（委員と公述人の質疑）及び第29条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

(記録)

第31条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(和泉村の編入に伴う常任委員会の委員の定数の特例)

2 和泉村の編入の日以後の常任委員会の委員の定数については、和泉村の編入の際現に在任する大野市議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、第2条第1項の規定にかかわらず、同項第1号中「8人」とあるのは「9人」と、同項第2号中「7人」とあるのは「8人」と、同項第3号中「7人」とあるのは「8人」とする。

3 和泉村の編入に伴い大野市議会の議員になった者の常任委員会の委員の任期については、第3条第1項本文の規定にかかわらず、和泉村の編入の際現に在任す

る常任委員会の委員の任期の残任期間とする。

附 則（昭和45年条例第23号）

この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年2月21日から適用する。

附 則（昭和48年条例第23号）

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第20号）

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第1号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第21号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

（大野市議会事務局設置条例の一部改正）

2 大野市議会事務局設置条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則（昭和61年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年2月21日から適用する。

附 則（昭和62年条例第16号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第9号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第48号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第21号）

この条例は、平成3年6月21日から施行する。

附 則（平成4年条例第14号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第16号）

この条例は、平成6年9月19日から施行する。

附 則（平成7年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第7号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第25号）

この条例は、平成11年2月21日から施行する。

附 則（平成12年条例第24号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第122号）

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成18年条例第44号）

この条例は、平成19年2月21日から施行する。

附 則（平成22年条例第26号）

この条例は、平成23年2月21日から施行する。

附 則（平成24年条例第39号）

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、この条例の規定は適用せず、この条例による改正前の各条例の規定はなお効力を有する。

附 則（令和3年条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の大野市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき総務文教常任委員会、産経建設常任委員会及び民生環境常任委員会（以下「3常任委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員にそれぞれ互選され、又は選任されている者は、改正後の大野市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づき総務文教常任委員会は総務生活常任委員会の、産経建設常任委員会は産経環境常任委員会の、民生環境常任委員会は教育民生常任委員会の委員長、副委員長又は委員にそれぞれ互選され、又は選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定に基づき3常任委員会の委員長、副委員長又は委員に互選され、又は選任されている者の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づき3常任委員会において審査中又は調査中の事件は、それぞれ改正後の条例の規定に基づき当該事件を所管することとなる常任委員会に承継されるものとする。

附 則（令和4年条例第16号）

この条例は、令和5年2月21日から施行する。